

都内中小規模事業所の  
省エネ対策によるCO<sub>2</sub>削減量を  
総量削減義務の対象事業所（大規模事業所）が活用できるしくみ

総量削減義務と排出量取引制度  
都内中小クレジット

2012年（平成24年）4月



東京都環境局

# 1

## 総量削減義務と排出量取引制度における 都内中小クレジットの位置づけ

大規模事業所に対する

温室効果ガス排出総量削減義務が 2010 年 4 月から開始

### 総量削減義務 の履行手段

都内中小クレジットは、  
大規模事業所が総量削減義務を履行する手段のひとつ  
である排出量取引の対象と  
なるクレジットです。

#### 1. 自らで削減

高効率なエネルギー消費設備・機器  
への更新や運用対策の推進など

#### 2. 排出量取引

##### ① 超過削減量

他の削減義務対象事業所が、義務量を超えて削減した量

##### ② 都内中小クレジット（都内削減量）

都内中小規模事業所の省エネ対策による削減量

##### ③ 再エネクレジット（環境価値換算量・その他削減量）

再生可能エネルギーの環境価値

##### ④ 都外クレジット（都外削減量）

都外大規模事業所の省エネ対策による削減量

##### ⑤ 埼玉連携クレジット

埼玉県の超過削減量及び県内中小クレジット

### ■ 総量削減義務と排出量取引制度の概要

規模要件	前年度の燃料、熱及び電気の使用量が原油換算で年間 1,500kl 以上の事業所 (一般的なオフィスビルであれば、概ね床面積 2万㎡～3万㎡以上のものがこれに当たります。)														
	指定地球温暖化対策事業所	前年度のエネルギー使用量が原油換算 1,500 kl 以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年度、計画書を提出・公表する義務、</li> <li>・組織体制を整備する義務、</li> <li>・削減義務以上に自主的・主体的に削減する目標を設定する義務、</li> <li>・統括管理者、技術管理者の選任義務、など</li> </ul>												
	特定地球温暖化対策事業所	3か年度連続*してエネルギー使用量が原油換算 1,500 kl 以上 (※使用開始年度は除く)	「指定」地球温暖化対策事業所の義務に加えて、 <b>排出総量の削減義務</b>												
対象者	対象となる事業所の所有者（原則）														
対象	事業所単位 ※エネルギー管理の連動性を有する複数の建物等がある場合、それらを合わせて一事業所														
削減計画期間	5 年間 ※第一計画期間：2010～2014 年度、第二計画期間：2015～2019 年度・・・														
総量削減義務の履行期限	計画期間終了後、1 年間の整理期間の後、履行期限となる (例) 第一計画期間 <table border="1" style="display: inline-table; margin-left: 20px;"> <tr> <td>2010 年度</td> <td>2011 年度</td> <td>2012 年度</td> <td>2013 年度</td> <td>2014 年度</td> <td>2015 年度</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">計画期間</td> <td style="text-align: center;">整理期間</td> </tr> </table> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">             履行期限 2016 年 3 月末           </div>			2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	計画期間					整理期間
2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度										
計画期間					整理期間										
削減義務率 (第一計画期間)	区分		削減義務率												
	I-1	オフィスビル等と地域冷暖房施設 (「区分 I-2」に該当するものを除く。)	8%												
	I-2	オフィスビル等のうち、 地域冷暖房等を多く利用している事業所	6%												
	II	区分 I-1、区分 I-2 以外の事業所 (工場等)	6%												
罰則	義務履行期限後に削減義務未達成の場合：措置命令（義務不足量×1.3 倍の削減） 上記の命令の履行期限後に命令違反の場合：罰金（上限 50 万円）、違反事実の公表、 知事が命令不足量を調達しその費用を請求														

# 2

## メリットについて

中小規模事業所が  
本制度を活用して  
省エネ対策を実施する

### メリット

- ✓ 認定基準に適合した高効率な設備機器への更新等により、光熱費節減が促進
- ✓ 一定の省エネルギー対策実施と、CO<sub>2</sub> 排出総量の削減により大規模事業所の総量削減義務に利用可能なクレジットとして認定

# 3

## 都内中小クレジットの申請者及び対象となる事業所

### ■ 都内中小クレジットの対象事業所

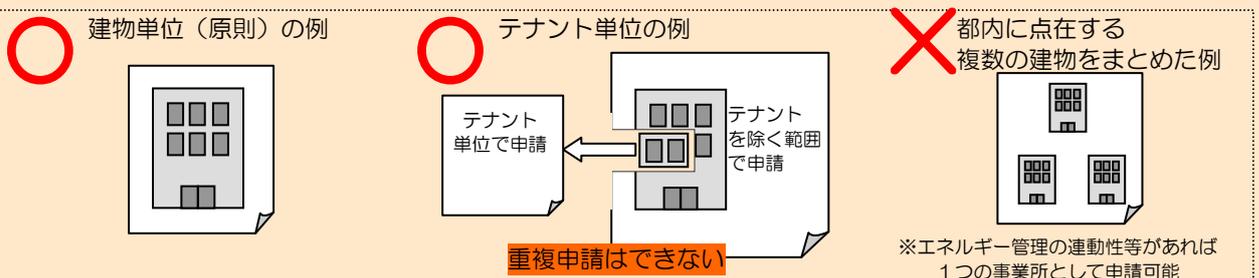
- ✓ 大規模事業所に対する総量削減義務と排出量取引制度における指定地球温暖化対策事業所以外の都内の事業所等（以下「中小規模事業所」という。）、かつ、
- ✓ 都内中小クレジットの削減量を算定する年度において、**毎年度、当該事業所に係る地球温暖化対策報告書を東京都に提出している事業所等**

<地球温暖化対策報告書>

- ・前年度の温室効果ガス排出量、地球温暖化対策の実施状況等を記載
- ・毎年度8月末日（任意提出事業者は12月15日）が提出締め切り

### ■ 対象となる事業所の範囲

- ✓ 事業所範囲は、**原則として建物単位**
- ✓ エネルギー使用量が計量できることを条件として**テナント単位、区分所有者単位等建物の一部**（建物オーナーの同意書が必要。重複申請は不可）
- ✓ 都内に点在する複数の建物等をまとめて1つの事業所としての申請は不可（エネルギー管理の連動性等があれば1つの事業所として申請可能）



### ■ 都内中小クレジットの申請者

- ✓ 中小規模事業所の設備更新権限を有する者、又は、
- ✓ 当該権限を有する者から、申請者となり、都内中小クレジット算定ガイドラインに従い申請等を行うことによって、都内中小クレジットの発行を受けることについて同意を得た者（同意書が必要）

設備更新権限を有する者の同意があれば、  
**ESCO事業者、リース業者、設備業者、金融機関等が申請可能**

【参考】 事務手続の代理

都への申請書等の提出事務を申請者とは別の者に委任することが可能（代理人届（委任状）が必要）

# 4

## 発行可能な削減量

### ■ 都内中小クレジット発行のための3条件

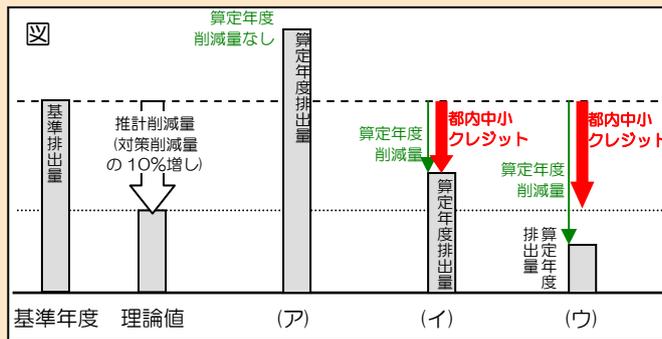
一定の設備更新対策を行い、かつ、対策実施後に基準排出量と比較して総排出量が削減されていることが都内中小クレジット発行の前提です。そのため、次の3つの条件を満たすことが必要です。

(1) 対策実施	認定基準に合致する省エネルギー対策を実施していること。
(2) 総量削減	(1)の対策の実施後、特定温室効果ガスの排出総量が基準となる年度の排出量より削減されていること。
(3) 検証	事業所範囲、エネルギー使用量、対策の実施等について、登録検証機関の検証を受けていること。

### ■ 都内中小クレジットの算定方法

総量削減をしていることが都内中小クレジット発行の条件であるため、都内中小クレジットは、基準となる年度の排出量（以下「基準排出量」という。）に比べて、対策実施後の算定年度の排出量（以下「算定年度排出量」という。）が減少している場合にのみ算定されます。下図（イ）又は（ウ）

加えて、対策実施が都内中小クレジット発行の条件であるため、対策実施により削減したであろう量（以下「推計削減量」という。）を超えた量は都内中小クレジットとして算定されません。下図（ウ）



図(ア)	削減対策後に算定年度排出量が、基準排出量より増加している場合は、算定年度削減量がないので、 <b>都内中小クレジットは発行されない。</b>
図(イ)	算定年度削減量が、推計削減量より小さい場合は、 <b>算定年度削減量が、都内中小クレジットの量となる。</b>
図(ウ)	算定年度削減量が、推計削減量より大きい場合は、 <b>推計削減量が、都内中小クレジットの量となる。</b>

基準排出量 (算定年度排出量)	基準年度（算定年度）における、実際のエネルギー使用量から計算された温室効果ガス排出総量 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>電気・都市ガスの例</td> <td>電気使用量</td> <td>↑</td> <td>kWh</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>×</td> <td>CO<sub>2</sub> 排出係数</td> <td>=</td> <td>トン</td> </tr> <tr> <td></td> <td>都市ガス使用量</td> <td>↑</td> <td>m<sup>3</sup></td> <td>→</td> <td>熱量換算</td> <td>×</td> <td>CO<sub>2</sub> 排出係数</td> <td>=</td> <td>トン</td> </tr> </table> <p style="text-align: center; margin-left: 20px;"> <small>購買伝票等から使用量を記入</small>      <small>都内中小クレジット算定書ツール（エクセル）で自動計算</small> </p>	電気・都市ガスの例	電気使用量	↑	kWh	→	→	×	CO <sub>2</sub> 排出係数	=	トン		都市ガス使用量	↑	m <sup>3</sup>	→	熱量換算	×	CO <sub>2</sub> 排出係数	=	トン
電気・都市ガスの例	電気使用量	↑	kWh	→	→	×	CO <sub>2</sub> 排出係数	=	トン												
	都市ガス使用量	↑	m <sup>3</sup>	→	熱量換算	×	CO <sub>2</sub> 排出係数	=	トン												
算定年度削減量	算定年度削減量＝基準排出量－算定年度排出量																				
推計削減量	削減対策項目ごとの削減量（対策削減量）を合計した量の10%増しした値																				
対策削減量	対策による削減量（設備機器の定格能力、台数等又は対策後のエネルギー使用量を計量している場合はその値を都内中小クレジット算定書ツールに入力すると自動計算される。）																				

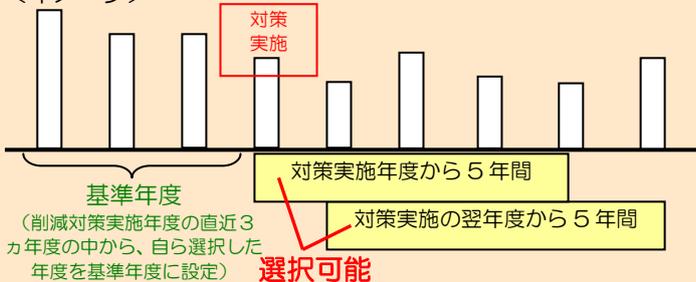
# 5

## 発行可能な期間

認定基準に規定する対策を実施した年度又はその翌年度から5年間、発行が可能です。

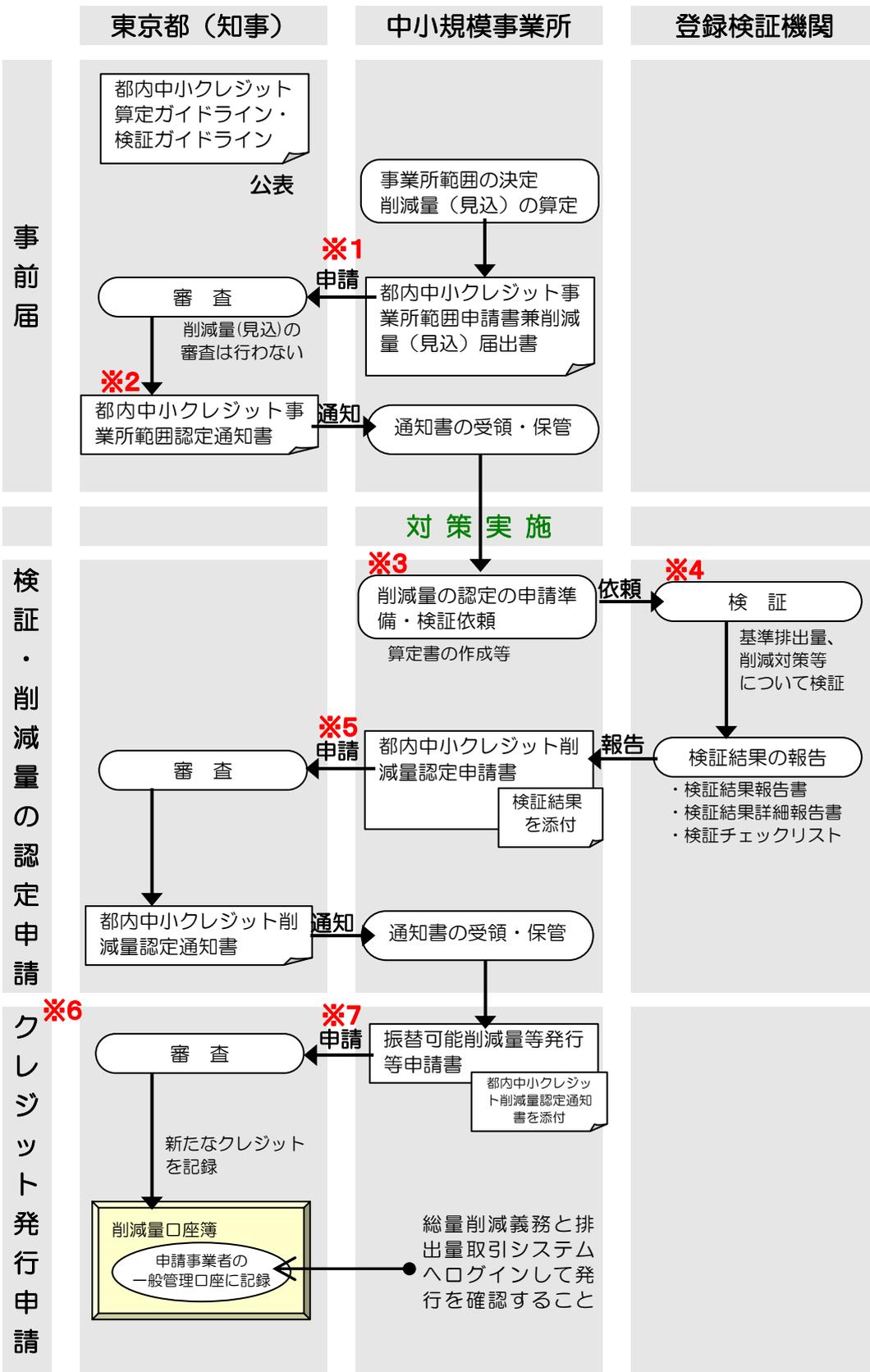
※2005年度以降に工事が完了したものに限る。ただし、削減量を算定できる期間は2010年度以降。

<イメージ>



【注意】有効期間：都内中小クレジットには利用の有効期間があり、その有効期間を過ぎてからの申請はできません。	
2010年度から2014年度までの削減量	第一計画期間及び第二計画期間で利用可能
2015年度から2019年度までの削減量	第二計画期間及び第三計画期間で利用可能
※ 第一計画期間：2010年度から2014年度 ※ 第二計画期間：2015年度から2019年度 ※ 第三計画期間：2020年度から2024年度	

事前届、検証・削減量の認定申請及びクレジット発行の段階でのフローは下図のとおりです。



※1  
事前届は、削減対策の工事契約日から当該工事しゅん工予定日の30日前までに提出

※2  
事業所範囲について重複がないことを認定するものであり、将来における都内中小クレジットの発行を保証するものではない。

※3  
算定書の作成及び検証は一年度ごとに実施してもよいし、複数年度の算定結果についてまとめて実施してもよい

※4  
前回の検証時から、算定の対象となる事業所の範囲及び燃料等使用量監視点が変わらない場合であって、前回の検証時に確認された推計削減量を変更しない旨及び算定年度のエネルギー使用量の根拠等を直接東京都に提出し、削減量認定申請をすることができると。

※5  
削減量の認定申請も、算定書の作成及び検証と同様、一年度ごとに行うこともできるし、複数年度分をまとめて行うこともできる。ただし、都内中小クレジットには有効期間があり、有効期間内であれば、随時申請ができるが、有効期間を過ぎてからの申請はできない。

※6  
詳細は、排出量取引運用ガイドラインを参照

※7  
都内中小クレジット発行の申請は、都内中小クレジット削減量認定の申請と同時にすることも可能

※8  
算定書の作成及び検証や削減量の認定申請を複数年度まとめて実施する場合であっても、地球温暖化対策報告書は毎年度提出が必要なので注意すること。

【注意】 都内中小クレジットの削減量を算定する年度において、毎年度、提出が必要な地球温暖化対策報告書は、毎年度8月末日（任意提出事業者は12月15日）が提出締め切りとなっているので、注意してください。

※8

## ■ 事前届時

項目	様式	提出媒体	部数
(1) 都内中小クレジット事業所範囲申請書兼削減量(見込)届出書	(第1号様式) (申請者又は代理人が届出人)	紙(要押印) 及び電子 <sup>※1、※2</sup>	1
(2) 都内中小クレジット申請に係る同意書			
ア 設備更新権限を有しない者が申請を行う場合	(第4号様式) 都内中小クレジットの申請に係る同意書 <sup>※3</sup> (設備更新権限を有する者が届出人)	紙(要押印)	必要時1
イ テナント等事業者が申請を行う場合	(第5号様式) 都内中小クレジットのテナント・区分所有者等申請に係る同意書 (建物所有者が届出人)	紙(要押印)	必要時1
(3) 中小規模事業所の概要と事業所範囲が分かる書類			
ア 概要が分かる書類	事業所パンフレット等	紙	1
イ 申請する事業所範囲の延床面積又は事業所の床面積が分かる書類	しゅん工図書、建築基準法による検査済証、登記事項証明書等のいずれか1つの写し	紙	1
ウ 事業所範囲が分かる書類	配置図、代表階平面図 (申請事業所がテナント等の場合又は建物の一部分の場合は各階平面図も必要)	紙	2
(4) 削減対策項目に係る工事契約書の写し	※4	紙	1
(5) 設備更新権限を有することが分かる書類			
ア 建物所有者等の申請の場合	全部事項証明書(表題部(必須)と権利部が記載)、未登記等の場合は、固定資産税納税通知書(課税明細書含む)の写し <sup>※5</sup>	紙	いずれか
イ テナント等の申請の場合	賃貸借契約書及び設備更新権限を有することが分かる工事契約書の写し	紙	1
(6) その他東京都が必要と認める書類	※6		

※1から※6については、都内中小クレジット算定ガイドライン参照

## ■ 検証時(東京都への提出ではなく、検証機関への提示)

項目	媒体	提示
(1) 都内中小クレジット事業所範囲申請書兼削減量(見込)届出書(第一号様式)の写し	紙	事前
(2) 都内中小クレジット事業所範囲認定通知書(事業所範囲を示す添付書類も含む。)	紙	事前
(3) 都内中小クレジット算定書(第3号様式) <sup>※1</sup>	紙及び電子	事前
(4) 中小規模事業所の概要	紙	
(5) エネルギー使用量が確認できる購買伝票等の原本	紙	現地
(6) 削減対策項目の実施後の内容が分かる書類 <sup>※2</sup>	紙	事前
(7) 2回目以降の検証の場合にあっては、前回までの検証の検証結果報告書(検証機関が作成したもの)、算定書(検証機関の押印のあるもの)及び前回までの削減量認定申請時の算定書(東京都の審査済印があるもの)の写し	紙	事前
(8) 対策後のエネルギー使用量を使用する場合にあっては、計量実績等を示す書類	紙	現地
(9) その他検証に必要な書類	紙	現地

※1及び※2については、都内中小クレジット算定ガイドライン参照

## ■ 削減量の認定申請時

項目	媒体	部数
(1) 都内中小クレジット削減量認定申請書(第2号様式)	紙(要押印)及び電子	1部
(2) 都内中小クレジット算定書(第3号様式)	紙(要押印)及び電子	1部
(3) 検証結果報告書(検証機関が作成したもの)	紙(検証機関の押印)(袋とじ)(検証で確認した第3号様式を含む)	1部
(4) 検証結果詳細報告書(検証機関が作成したもの)		
(5) 検証チェックリスト(検証機関が作成したもの)		
(6) 2回目以降の検証の場合にあっては、前回までの検証の検証結果報告書(検証機関が作成したもの)、算定書(検証機関の押印のあるもの)の写し	紙	1部
(7) 削減対策項目の実施後の内容が分かる書類 <sup>※1</sup>	紙	1部
(8) その他東京都が必要と認める書類	—	—

なお、算定ガイドライン第3部第2章 3(2)に定めるところにより、検証を受けていないときは、(3)から(5)までに代えて、次の(9)及び(10)

(9) 前回の検証時から、算定の対象となる事業所の範囲、燃料等使用量監視点及び推計削減量が変わらないことの誓約書

(10) 算定年度のエネルギー購買伝票等の写し

※1については、都内中小クレジット算定ガイドライン参照

# 8

## 都内中小クレジットの対象となる削減対策（認定基準）

都内中小クレジット発行の対象となる削減対策は、都が定める認定基準に合致した削減対策のみです。認定基準には、削減対策の性能等が決められておりますので、都内クレジット発行申請（又は申請予定）に当たっては、十分に注意してください。

<p>削減対策項目 (裏表紙参照)</p>	<p>■対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 設備等の省エネルギー改修工事に係る対策で、対策要件の検証が可能なもの</li> </ul> <p>■対象外</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 運用対策</li> <li>✓ 機器を構成する一部分の交換</li> <li>✓ 什器に附帯する設備等、卓上電気スタンドその他の備品等に係る削減対策</li> <li>✓ 住宅用途への削減対策</li> <li>✓ 新築・増築又は室用途変更に伴う設備容量の増強や台数の増設による追加分の設備機器への削減対策</li> <li>✓ 工事契約書等が無い場合、又は設備更新権限のある設備に対する省エネルギー改修工事を自社で行った場合</li> </ul>																						
<p>対策内容</p>	<p>削減対策項目ごとに、具体的な対策内容が示されている。</p> <p>(例)</p> <table border="1" data-bbox="427 1043 1493 1350"> <tr> <td rowspan="7" style="background-color: #e0e0e0;">高効率パッケージ形空調機の導入</td> <td colspan="2">(1) パッケージ形空調機の屋外機又は熱源機の定格 COP が表 2.4.4 に定める水準以上の場合を対象とする。ただし、追加設置機器の場合は対象外とする。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">表 2.4.4 パッケージ形空調機の認定水準</td> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">種別</th> <th style="text-align: center;">冷暖房平均 COP</th> </tr> <tr> <td colspan="2">電気式パッケージ形空調和機</td> </tr> <tr> <td>壁掛型（マルチタイプは除く。）冷房能力 3.2kW 以下</td> <td style="text-align: center;">4.9</td> </tr> <tr> <td>壁掛型（マルチタイプは除く。）冷房能力 3.2kW 超、4kW 以下</td> <td style="text-align: center;">3.65</td> </tr> <tr> <td>直吹型（マルチタイプは除く。）冷房能力 3.2kW 以下</td> <td style="text-align: center;">3.96</td> </tr> <tr> <td>電算室用</td> <td style="text-align: center;">2.3*</td> </tr> <tr> <td>上記以外のもの</td> <td style="text-align: center;">3.50</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ガスエンジンヒートポンプ式空調和機</td> <td style="text-align: center;">1.30</td> </tr> </table>	高効率パッケージ形空調機の導入	(1) パッケージ形空調機の屋外機又は熱源機の定格 COP が表 2.4.4 に定める水準以上の場合を対象とする。ただし、追加設置機器の場合は対象外とする。		表 2.4.4 パッケージ形空調機の認定水準		種別	冷暖房平均 COP	電気式パッケージ形空調和機		壁掛型（マルチタイプは除く。）冷房能力 3.2kW 以下	4.9	壁掛型（マルチタイプは除く。）冷房能力 3.2kW 超、4kW 以下	3.65	直吹型（マルチタイプは除く。）冷房能力 3.2kW 以下	3.96	電算室用	2.3*	上記以外のもの	3.50	ガスエンジンヒートポンプ式空調和機		1.30
高効率パッケージ形空調機の導入	(1) パッケージ形空調機の屋外機又は熱源機の定格 COP が表 2.4.4 に定める水準以上の場合を対象とする。ただし、追加設置機器の場合は対象外とする。																						
	表 2.4.4 パッケージ形空調機の認定水準																						
	種別		冷暖房平均 COP																				
	電気式パッケージ形空調和機																						
	壁掛型（マルチタイプは除く。）冷房能力 3.2kW 以下		4.9																				
	壁掛型（マルチタイプは除く。）冷房能力 3.2kW 超、4kW 以下		3.65																				
	直吹型（マルチタイプは除く。）冷房能力 3.2kW 以下	3.96																					
電算室用	2.3*																						
上記以外のもの	3.50																						
ガスエンジンヒートポンプ式空調和機		1.30																					

### ◆お問い合わせ先 「総量削減義務と排出量取引制度」相談窓口（ヘルプデスク）

東京都環境局都市地球環境部総量削減課  
 住所：〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号都庁第二本庁舎 8 階中央  
 電話：03 (5388) 3438、FAX：03 (5388) 1380  
 Eメール：ondanka31@kankyo.metro.tokyo.jp  
 URL [http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large\\_scale/cap\\_and\\_trade/measure/credit/index.html](http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/cap_and_trade/measure/credit/index.html)  
 ※ご質問は電子メール（又はファックス）でお寄せください。

### 参考ホームページ（URL）

総量削減義務と排出量取引制度 [http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large\\_scale/index.html](http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/index.html)  
 登録検証機関 [http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large\\_scale/authority\\_chief/index.html](http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/authority_chief/index.html)  
 地球温暖化対策報告書制度 <http://www8.kankyo.metro.tokyo.jp/ondanka/index.html>  
 東京都地球温暖化対策情報メールマガジン <http://www.mag2.com/m/0000195977.html>

# ◆都内中小クレジット事業化に向けて～

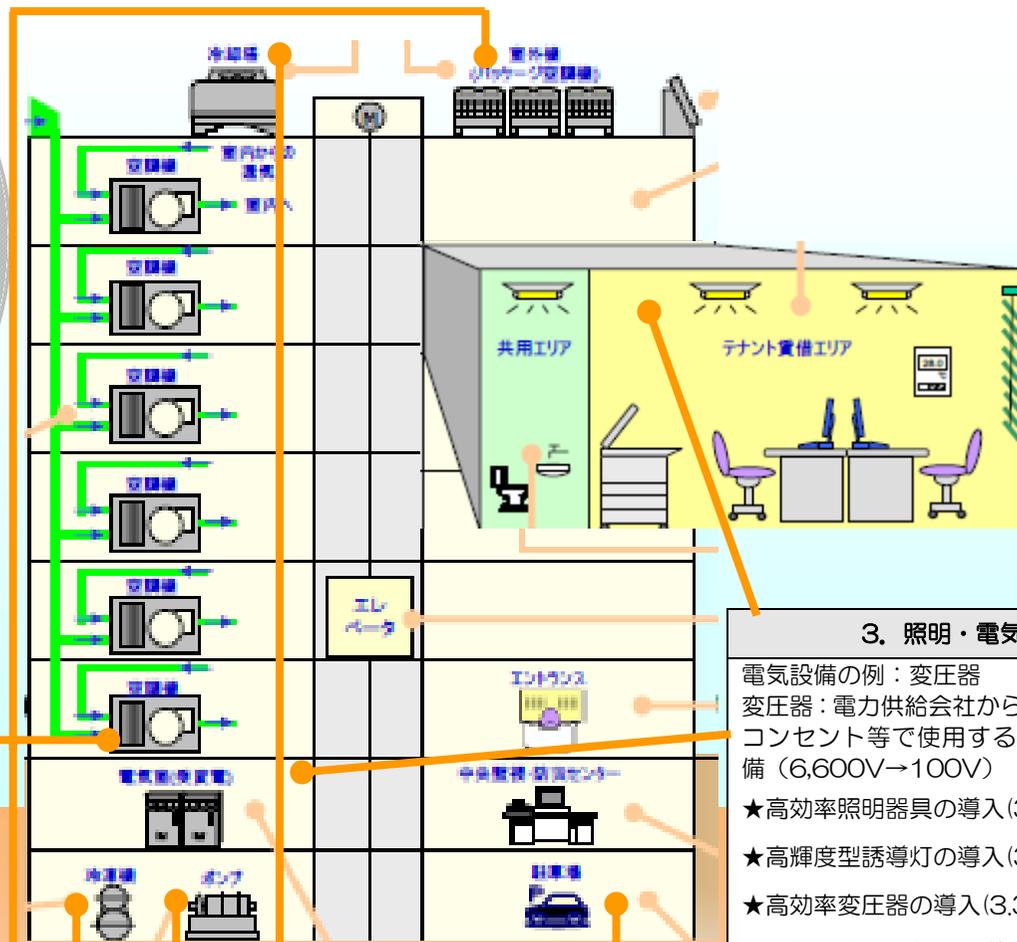
## 対象事業所等

- 総量削減義務制度の対象でない事業所
- エネルギー使用量が計量できればテナント単位等でも申請可（要同意書）
- ESCO 事業者等も申請可（要同意書）

## 発行するには・・・

- 算定年度において毎年度、地球温暖化対策報告書を提出
- 都が定める認定基準を満たした削減対策を実施し、エネルギー使用量に基づく CO<sub>2</sub> 排出総量が減少（要検証）
- 工事しゅん工予定日の 30 日前までに事前届

⇒最大5年間分の削減量が  
クレジット発行対象



### 2. 空調・換気設備

空調設備（パッケージ形空調機等）：居室等を快適な温湿度に空調するため、室内に冷風や温風を送るための設備

- ★高効率パッケージ形空調機の導入(2.1)
- ★高効率空調機の導入(2.2)
- ★全熱交換器等の導入(2.3)
- ★高効率空調・換気用ファンの導入(2.4)
- ★空調の省エネ制御の導入(2.5)  
(外気負荷の抑制、空調搬送動力の低減、水搬送動力の低減)
- ★換気の省エネ制御の導入(2.6)

### 1. 熱源・熱搬送設備

熱源設備（冷凍機等）：建物の冷暖房を行うための冷水や温水を作る設備  
熱搬送設備（ポンプ等）：冷水や温水を空調機等へ搬送するための設備

- ★高効率熱源機器の導入(1.1)
- ★高効率冷却塔の導入(1.2)
- ★高効率空調用ポンプの導入(1.3)
- ★空調用ポンプの変流量制御の導入(1.4)

### 3. 照明・電気設備

電気設備の例：変圧器  
変圧器：電力供給会社から受電した電気をコンセント等で使用するため降圧する設備（6,600V→100V）

- ★高効率照明器具の導入(3.1)
- ★高輝度型誘導灯の導入(3.2)
- ★高効率変圧器の導入(3.3)
- ★照明の省エネ制御の導入(3.4)

### 4. その他

- ★高効率給湯システムの導入(4.1)
- ★エレベーターの省エネ制御の導入(4.2)
- ★高効率コンプレッサーの導入(4.3)
- ★その他の高効率ポンプ・プロア・ファン等の導入(4.4)
- ★高効率冷凍冷蔵設備の導入(4.5)
- ★高効率工業炉の導入(4.6)
- ★高性能ガラス等の導入(4.7)

※（ ）内の数字は、認定基準に記載されている対策ごとの番号です。